**鋳銭司自治会規約（案）**

**第１章　総　則**

（目　的）

第１条　本会は、自主的に鋳銭司地区民の福利を増進し、文化の向上を図り、各単位自治会及び各

団体の連携、調整をもって地区の振興発展を期することを目的とする。

（名称及び事務所）

第２条　本会は、鋳銭司自治会と称し事務局を鋳銭司地域交流センター内に置く。

（組　織）

第３条　本会は、鋳銭司地区に居住する所帯を代表する者をもって会員とし、これを組織する。

２　本会に女性部及び青壮年部を設けることができる。

３　前項の部は、別に定める会則に従い運営する。

**第２章　事　業**

（事　業）

第４条　本会は、第１条の目的を達するため次の事業を行う。

（１）地区民の福利増進に関すること

（２）地区民の文化及び経済の向上に関すること

（３）行政庁の諮問答申及び意見具申に関すること

（４）各種団体との提携及び援助に関すること

（５）その他前各号に附随する事業

第５条　本会は、前条の事業を行うため関係機関と密接な連絡を保ち、末端行政に積極的に協力

する。

**第３章　役員及び機構**

（委　員）

第６条　本会の委員は６０名以内とし、次の区分によりこれを選出する。

（１）単位自治会より選出された者（単位自治会委員）

（２）前項委員、又は会長が推薦する者、並びに入会を希望する各種団体及び個人で、総会で承認を得たもの

（３）会長より委嘱された女性部及び青壮年部代表の者

（役　員）

第７条　本会は、次の役員を置く。

（１）会 長　　 １名

（２）副会長　　 ３名以内

（３）理 事　　１０名以内（各区より１名・団体より５名以内）

（４）監 事　　 ２名

（役員の選任）

第８条　役員は、委員の互選、または委員の推薦する会員の中から総会でもって選任する。

　（事務局）

第９条　本会は、事務局を設け、事務局長１名及び事務局員若干名を置くことができる。

２　事務局長及び事務局員は、会長が理事会の承認を得て選任し、委員会に報告する。

３　事務局は、会長の命を受け本会の事務（会計を含む）を処理する。

（委員及び役員の任期）

第１０条　委員及び役員の任期は、２年とし再任を妨げない。但し、欠員を補充したときは、前任者の残

任期間とする。

２　委員及び役員は、任期満了、または辞任を認められた場合において、後任者に事務を引き継ぐまではその職務を行う責任がある。

（役員の職務）

第１１条　会長は、会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

３　理事は、理事会を構成するものとする。

４　監事は、事務を監査する。

（顧　問）

第１２条　この会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、委員会の承認を経て、会長が委嘱する。

３　顧問は、会長の諮問に応じ、助言することができる。

（単位自治会委員）

第１３条　単位自治会委員は、選出された単位自治会につき次の事項を担当する。

（１）単位自治会内の意志の疎通に関すること

（２）経費の徴収、または募金に関すること

（３）その他、会長において必要と認める事項

（役員の報酬及び費用弁済）

第１４条　役員は無報酬とする。

２　本会の目的達成のために要する出張費用その他必要経費は、委員会の議決を得て実費を支給することができる。

**第４章　会　議**

（総　会）

第１５条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年４月に開催する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または委員の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

４　総会は、構成員の過半数の出席で成立する第１５条　総会は、委員をもってあて毎年４月に開催する。

第１６条　総会の議長は、出席委員の中から選出する。

第１７条　総会は、次の事項を審議しなければならない。

（１）事業報告及び決算報告

（２）事業計画及び予算

（３）役員の選出

（４）規約の改廃

（５）会費の徴収に関する事項

（６）本会の運営に関する重要事項

第１８条　総会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

（委員会）

第１９条　委員会は、会長がこれを招集する。また、委員の３分の１以上から会議の請求があった場合

は、会長がこれを招集しなければならない。

２　委員会は、鋳銭司地区民の総意を代表し、重要事項を審議する。

第２０条　委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第２１条　委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

（理事会）

第２２条　理事会は、会長が必要と認めたとき開催し、事業の企画運営及び重要事項について協議す

るものとする。

２　理事会は、理事・部会長でもって構成する。

（部　会）

第２３条　この会に、次の部会を置く。

（１）総務部会

（２）環境部会

（３）教育民生部会

（４）地域防災部会

（５）企画運営部会

第２４条　部会は、部会長が必要と認めるとき招集する。

２　部会における協議事項は、必要に応じ委員会に諮るものとする

３　部会には、会長が必要に応じ、学識経験者を加えることができる。

（事務局長の会議出席）

第２５条　事務局長は、会議に出席して議長の許可を得て意見を述べることができる。

（研究会）

第２６条　本会に、総合的な運営に関する研究会を設けることができる。

**第５章　会　計**

（会計年度）

第２７条　本会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる。

（経　費）

第２８条　本会の経費は、会費、または寄付金、補助金、交付金その他をもってこれに充てる。

（会　費）

第２９条　会費は、総会で決定し、すみやかに徴収する。

**第６章　雑　則**

（表　彰）

第３０条　会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、委員会の議決を経て表彰することがで

きる。

（１）鋳銭司地区の振興発展に特に貢献した者

（２）会長が必要と認めた者

附　則

１　この規約は、昭和４６年５月７日から実施する。

２　昭和３４年４月１日公布実施の規約は、これを廃止する。

附　則

この規約の変更は、昭和５６年４月３0日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成３年４月２５日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成１１年５月１３日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成１２年４月２０日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成１３年４月１８日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成１３年９月２０日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成１５年４月１２日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成２０年４月５日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成２１年４月１８日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成２２年４月１０日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成２３年４月９日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成２４年４月１４日から実施する。

附　則

この規約の変更は、平成２７年４月　　日から実施する。

**【申合せ事項】**

（平成１３年度総会）　~~１．顧問は前会長のみとする。~~

２．自治会女性部委員の未選任単位自治会については自治会長の奥さんをこれに充てる。

（平成１５年度総会）　　 自治会副会長１名は、地区消防後援会長を兼務する。

（平成２２年度総会） 平成１３年度総会申合せ事項第１項は削除する。

（平成２３年度総会） ~~１. 平成２３年度において、鋳銭司地域づくり計画（５カ年計画）推進にあたり、専~~

~~門部会長は、前年度の専門部会長に部会の相談役を委嘱することができる。~~

２. 顧問は、前会長及び前副会長とすることができる。

（平成２５年度総会） １．事務局は、鋳銭司まちづくり研究会および鋳銭司笠踊り伝承保存会の事務を

兼務する。

~~２．鋳銭司まちづくり研究会のメンバーから、自治会副会長１名を選出する。~~

３．副会長１名は、山口市快適環境づくり推進協議会理事を兼務する。

４．専門部会長は、地域内諸団体の長から、また、専門副部会長は単位自治会長より選出する。

（平成２６年度総会） 事務局において立て替え支払いが発生しないように、少額の現金を前もって引き出し、現金会計を行うことができる。

（平成２７年度総会）　　平成２３年度総会申合せ事項第１項及び平成２５年度総会申合せ事項第２項は削除する。